



2025 年 5 月 22 日

各位

会 社 名 株式会社ジャムコ
代 表 者 名 代表取締役社長 恒松 孝一
(コード番号 7408 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員
IR 担当 夏井 孝之
(T E L. 042-503-9145)

**株式会社 BCJ-92 による当社株式に対する公開買付けの結果並びに
その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-92 (以下「公開買付者」といいます。) が 2025 年 4 月 21 日から実施しておりました当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) が、2025 年 5 月 21 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 5 月 27 日 (本公開買付けの決済の開始日) をもって、下記のとおり、当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、別添資料「株式会社ジャムコ (証券コード: 7408) の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。本公開買付けに応募された当社株式の総数 (12, 101, 090 株) が買付予定数の下限 (5, 965, 000 株) 以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025 年 5 月 27 日 (本公開買付けの決済の開始日)

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式 12, 101, 090 株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 5 月 27 日 (本公開買付けの決済の開始日) をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 20% 超となるため、公開買付者は、新たに当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主の伊藤忠商事株式会社は、その所有する当社株式のうち、4, 393, 850 株について、本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 5 月 27 日 (本公開買付けの決済の開始日) をもって、当社の筆頭株主に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主等の概要

① 新たにその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社 BCJ-92
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 杉本 勇次
(4) 事 業 内 容	1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務 2. 上記1に付帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金 (2025年1月14日現在)	5,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2024年12月10日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社 BCJ-91 100% (自己株式を除く)
(8) 当社との関係	
資 本 関 係	関係会社である昭和飛行機工業株式会社は、当社株式2,003,200株(所有割合:7.46%)を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません
取 引 関 係	該当事項はありません
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません

② 筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	伊藤忠商事株式会社
(2) 所 在 地	大阪市北区梅田三丁目1番3号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 C O O 石井 敬太
(4) 事 業 内 容	繊維、機械、金属、エネルギー、化学品、食料、住生活、情報、金融の各分野における各種取引、国内外における事業投資等
(5) 資 本 金 (2025年3月31日現在)	253,448 百万円

(4) 異動前後における当該株主等の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

① 株式会社 BCJ-92

	属性	議決権の数(議決権所有割合(注2)、所有株式数)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主	121,010 個 (45.06%、 12,101,090 株)	—	121,010 個 (45.06%、 12,101,090 株)	第1位

(注) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が2025年5月9日に提出した「2025年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数(26,863,974株)から、当社決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(7,993株)を控除した数(26,855,981株)に係る議決権の数(268,559個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入してお

ります。以下、「議決権所有割合」の記載について同じです。

② 伊藤忠商事株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	89,565 個 (33.35%、 8,956,500 株)	—	89,565 個 (33.35%、 8,956,500 株)	第1位
異動後	主要株主	45,626 個 (16.99%、 4,562,650 株)	—	45,626 個 (16.99%、 4,562,650 株)	第3位

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等
該当事項はございません。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式（ただし、伊藤忠商事、ANA ホールディングス株式会社及び昭和飛行機工業株式会社が、本公開買付けに応募しない旨を公開買付者と合意している当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）のすべてを取得できなかったため、2025 年 4 月 18 日付プレスリリース「株式会社 BCJ-92 による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続等により、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

（添付資料）2025年5月22日付「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 BCJ-92

代 表 者 名 代表取締役

杉本 勇次

**株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-92（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 4 月 18 日、株式会社ジャムコ（証券コード：7408、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 4 月 21 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 5 月 21 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、公開買付者は、公開買付者が 2025 年 1 月 14 日付で対象者との間で締結した公開買付契約に基づく本公開買付け開始の前提条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。）のうち、「公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていること」という条件に関し、残り 1 社からの承諾又は同意の取得については、本公開買付前提条件としては放棄して、本公開買付けを開始しておりました。本日時点において、当該残り 1 社との交渉は継続しており、当該承諾又は同意の取得には至っておりません。但し、本日以降には当該承諾又は同意を取得できる見込みであり、当該残り 1 社との間の協議を今後も継続してまいります。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社 BCJ-92

東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 パレスビル 5 階

（2）対象者の名称

株式会社ジャムコ

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	14,916,980 株	5,965,000 株	— 株
合計	14,916,980 株	5,965,000 株	— 株

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（5,965,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,965,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 3）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数（14,916,980株）を記載

しております。これは、対象者が2025年2月7日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（26,863,974株）から、（i）同日現在の対象者が所有する自己株式数（7,944株）、（ii）伊藤忠商事株式会社、ANAホールディングス株式会社及び昭和飛行機工業株式会社（これらの株主を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）が本公開買付けへ応募しない旨を合意している対象者株式の合計11,939,050株（以下「不応募合意株式」といいます。）を控除した株式数（14,916,980株）です。

（注4）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年4月21日（月曜日）から2025年5月21日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、2025年6月4日（水曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

（6）買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,800円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,965,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（12,101,090株）が買付予定数の下限（5,965,000株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年5月22日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	12,101,090 株	12,101,090 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	— 株	— 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券 ()	— 株	— 株

合 計	12, 101, 090 株	12, 101, 090 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	163, 329 個	(買付け等前における株券等所有割合 60. 82%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	121, 010 個	(買付け等後における株券等所有割合 45. 06%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	119, 390 個	(買付け等後における株券等所有割合 44. 46%)
対象者の総株主の議決権の数	268, 469 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2024年11月11日に提出した第85期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年5月9日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(26,863,974株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(7,993株)を控除した株式数(26,855,981株)に係る議決権の数(268,559個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
2025年5月27日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が2025年4月18日付で公表した「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみすることを目的とした手続の実施を企図しているため、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、対象者に要請する予定です。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、本株式併合が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 BCJ-92

（東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。